

与謝野町役場野田川庁舎 2 階研修室使用事業者募集要項

はじめに

地域の課題解決や町民の利便性に資するため、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の使用許可を受け、与謝野町役場野田川庁舎 2 階研修室（その他「1 対象施設」に記載の施設）を使用して与謝野町の公金収納が可能な与謝野町指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関の支店もしくは代理店（代理業者）の店舗として整備していただける事業者を募集します。

応募される時は、必ずこの募集要項を確認し、各条件をご了解の上、お申し込みください。

1 対象施設

所在地 京都府与謝郡与謝野町字四辻 65 番地

施設名 与謝野町役場野田川庁舎

使用箇所及び用途

使用箇所	面積	用途
与謝野町役場野田川庁舎 2 階 研修室	78.0 m ²	店舗
与謝野町役場野田川庁舎 2 階 湯沸室	6.6 m ²	店舗又は休憩室
与謝野町役場野田川庁舎駐車場	25.0 m ²	来客者駐車スペース（2 台分） ※具体的には、使用事業者決定後協議により決定します。

※位置及び施設図面は、別紙 1（10～12 ページ）を参照してください。

※ ATM を設置する場合は、使用事業者が別紙 2（13 ページ）の倉庫を解体し跡地に設置することを検討していただくこととします。

2 使用期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

※機器の設置、更新、撤去等に要する期間として、上記使用期間前に使用を開始したい場合は、令和 6 年 3 月 1 日以降であれば、許可することができます。

※令和 7 年 4 月 1 日以降の許可については、与謝野町による本施設の活用方針に変更がなく、使用事業者による実績等を勘案したうえで支障がなければ、許可条件を変更しないことを前提に、1 年ごとに、最大 10 年間更新できることとします。

3 使用料

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの年間使用料は、下表に掲げる年間使用料を下限として応募者が提案した金額とします。

年間使用料 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	1, 734, 937円
----------------------------------	--------------

※上記年間使用料は、与謝野町行政財産使用料条例別表の規定及び許可条件（14 ページ別紙3）に記載の条件を基に算出した年間使用料に、電気、冷暖房その他の附帯設備の使用料として直近年度の与謝野町役場野田川庁舎維持管理事業費総額を「1 対象施設」に記載の建物使用面積に応じて按分した金額を加えた金額になります。

※ATMを設置する場合は、使用事業者決定後に、別途ATM設置箇所に係る使用料を決定することとします。よって、上記年度使用料はATM設置箇所に係る使用料を含んでいませんので、応募者が提案する年間使用料についても、ATM設置箇所に係る使用料は含まない金額としてください。

※機器の設置、更新、撤去等に要する期間として、「2 使用期間」に記載の期間前に許可した場合は、使用事業者が提案した年間使用料を月割り、日割りした金額（1円未満切捨て）を追加でその期間に係る使用料として徴収することとします。

※令和7年4月1日以降、使用許可が更新された場合の更新後の年間使用料

①更新に伴い再計算した年間使用料（与謝野町行政財産使用料条例別表の規定及び許可条件（14 ページ別紙3）に記載の条件を基に算出した年間使用料に、電気、冷暖房その他の附帯設備の使用料として直近年度の与謝野町役場野田川庁舎維持管理事業費総額を「1 対象施設」に記載の建物使用面積に応じて按分した金額を加えた金額）が応募者が提案した使用料を超える場合

⇒更新に伴い再計算した年間使用料の額に変更します

②更新に伴い再計算した年間使用料（与謝野町行政財産使用料条例別表の規定及び許可条件（14 ページ別紙3）に記載の条件を基に算出した年間使用料に、電気、冷暖房その他の附帯設備の使用料として直近年度の与謝野町役場野田川庁舎維持管理事業費総額を「1 対象施設」に記載の建物使用面積に応じて按分した金額を加えた金額）が応募者が提案した使用料を超えない場合

⇒応募者が提案した年間使用料の額のまま据え置きます

※使用期間中に、経済情勢の変動、与謝野町行政財産使用料条例の改正その他の事情の変更により必要があるときは、使用料を改定します。

4 応募資格条件

応募できる方は、次の各条件に該当する法人等とします。

○応募条件

- ア 与謝野町内に本店又は支店を有する金融機関であること
- イ 官公庁等において指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関の支店、もしくは代理店（代理業者）として公金を取り扱った実績があること

○資格制限

次のいずれかに該当する法人等は応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者。
 - ①当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - ②次のいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (3) 前記（2）に該当する者の依頼を受けて本募集に応募しようとする者
- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (5) 本要項の内容を承諾せず、遵守できない者
- (6) 町へ納付すべき税の滞納がある者
- (7) 会社更生法の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (8) 民事更生法の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(9) 前各号に掲げるもののほか町長が応募者として不適当と認めた者

5 使用の条件

使用の条件は、次のとおりとします。

(1) 営業日及び営業時間

営業日：与謝野町役場野田川庁舎開庁日の範囲内で使用事業者が町の承認を得て定めるものとする。

営業時間：8時30分から17時15分の範囲内で使用事業者が町の承認を得て定めるものとする。

(2) 使用物件の整備

- ・ 与謝野町の公金収納が可能な与謝野町指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関の支店、もしくは代理店（代理業者）の店舗として令和6年度中に整備し設置すること。
- ・ 使用物件の範囲に納めること。
- ・ 施設への設備の設置、撤去、変更等を行う場合は、事前に町の承認を得ること。
- ・ 必要な許可等の手続については、使用事業者の責任において事前に済ませること。
- ・ ATMを設置する場合は、使用事業者が別紙2（13ページ）の倉庫を解体し跡地に設置すること。

(3) 使用物件における事業運営

- ・ 事業内容に係る関係法令等を遵守すること。
- ・ 定期的に使用物件及び使用物件内の設備等に必要な点検・清掃を行い、常に良好な状況を維持すること。
- ・ 施設利用者への対応は、町の施設の管理者として責任をもって誠実に行うこと。
- ・ 使用物件における事業運営に関する一切の責任は、使用事業者が負うこと。
- ・ 使用物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を町に報告すること。
- ・ 町が、使用物件の保全上の必要から、使用事業者に、使用物件の一部の使用停止、使用上の制約若しくは使用の中止（以下「使用停止等」という。）を含む必要な協力を要請したときは、これに協力し、町に対しその使用停止等期間中の補償等を一切請求しないこと。
- ・ 使用物件への入室は8時10分以降、退室は17時30分までとし、やむを得ずこれによらない場合は、事前に町に報告すること。（閉庁日に使用物件へ入室する場合も同様とする。）
- ・ 次の事項に該当するときは、速やかに町長に届け出ること。

ア 使用事業者が氏名又は住所（法人にあっては、名称又は事務所の所在地）を変更したとき。

イ 使用事業者の地位について相続又は合併等による包括承継その他の変動が生じたとき。

- ・ 使用期間の満了後、引き続き使用許可を受けようとするときは、使用期間の満了30日前までに、行政財産使用許可申請書により町長に申請すること。

(4) 費用等の負担

- ・ 使用物件の整備、変更、運営に係る一切の費用は、使用事業者が負担すること。
- ・ 電気、ガス、水道その他付帯設備の使用に係る経費として、直近年度の与謝野町役場野田川庁舎維持管理に係る経費を使用面積で按分したもの（1円未満切捨、1年未満の端数を生じる場合は月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算したもの）を使用料に含めて支払うこと。
- ・ 次の事項については、使用事業者において町と協議のうえ、必ず合意を得ること。

ア 営業等に係る物品の搬入等の方法及び時間

イ 火災保険その他の損害保険への加入

ウ 共用設備その他町の管理に属する設備の利用

エ その他町と協議する必要があるもの

(5) 連絡体制

- ・ 町と十分連絡を取り合い円滑な運営を心掛けること。
- ・ 営業開始前に事業施設等の営業日、営業時間、営業体制、責任者、緊急連絡先について、町に届け出るとともに、変更があった際は、その都度遅滞なく届け出ること。

(6) 利用状況の報告

- ・ 使用物件における事業経営に係る収支状況について、四半期ごとに町に報告すること。
- ・ 報告期日及び報告様式は、事前に町と協議のうえ定めるものとする。

(7) 使用料の支払い等

- ・ 使用料は、町長が発行する納入通知書により一括で指定された期限までに納入すること。
- ・ 既納の使用料は、以下の場合を除いて還付しない。

ア 町において公用又は公共用に供する必要が生じ、その使用の許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。

イ 災害その他使用事業者の責めに帰することができない理由により、その使用の開始又は継続ができなくなったとき。

- ・ 使用期間に、1年未満の端数を生じる場合の使用料は月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合の使用料は日割計算とする。

(8) その他

- ・ 町及び使用事業者は、使用許可期間の満了後も、使用物件の使用に関連して知り得た相手の秘密を、第三者に開示し、又は遺漏しないこと。
- ・ 使用物件の使用又はこの許可条件について疑義が生じたときは、町長の指示によらなければならない。

6 許可条件

許可条件は、別紙 3 (14 ページ) に記載のとおりとします。

7 現地説明及び参考資料の縦覧

対象施設の現地説明及び参考資料の縦覧については、下記期間で随時受け付けることとします。希望する場合は、希望日の 2 日前までに与謝野町役場総務課 (0772-43-9010) までご連絡ください。

なお、現地説明については対象施設の使用予約が入っている場合は、日時の希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

また、参考資料の縦覧のみを希望の場合は、与謝野町役場総務課 (与謝野町役場本庁舎 1 階) で行います。

○期間 令和 5 年 12 月 1 日 (金) から令和 5 年 12 月 20 日 (水) まで

時間：午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時

※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

○場所 与謝野町役場野田川庁舎 2 階 研修室

※参考資料の複写はできません。

8 質問の受付・回答

質問については、次のとおり受け付け、回答することとします。

○受付期間 令和 5 年 12 月 1 日 (金) から令和 5 年 12 月 20 日 (水) まで

時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

○提出方法 質問書 (15 ページ様式 1) によりメール又は FAX でお願いします。

※メール又は FAX 送信後、必ず与謝野町役場総務課まで送信した旨連絡を入れてください。

メール：zaisan@town.yosano.lg.jp

FAX：0772-46-2851

○提出先 与謝野町役場総務課 財産活用・契約室

TEL：0772-43-9010

○回答期限 令和 5 年 12 月 28 日 (木)

○回答方法 質問書提出者にメール又はFAXにて回答するとともに、町ホームページにて質問及び回答内容を掲載

9 応募手続

(1) 応募書類

次の書類を1部提出してください。

ア 応募申込書(16ページ様式2)

イ 登記事項証明書【現在事項全部証明書】

ウ 印鑑証明書

エ 会社概要(事業内容がわかるもの)

オ 直近1年分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)の写し

カ 直近1年分の国税及び地方税(与謝野町)の納税証明書

国税…法人税又と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

地方税…与謝野町の法人市町村民税及び固定資産税・都市計画税の未納がないことの証明書

※与謝野町税について納税義務がない法人は、申立書(様式は任意)の提出をもって証明書の提出に代えることとします。

キ 誓約書(17ページ様式3)

ク 事業提案書

・事業施設等のコンセプト(運営方針、施設利用者に提供する便益性がわかるもの)

・利用計画図(外観、内部の仕様や事業内容が想定できるもの)

※ATMを設置する場合は、ATM設置工事に係る利用計画図も提出してください

・収支計画(事業の収支見通し及び提案使用料の根拠がわかるもの)

・運営体制(責任者、業務体系、与謝野町との連絡体制等がわかるもの)

・その他応募者から与謝野町に対する提案

(2) 応募方法

「(1) 応募書類」に記載の書類を順番にA4フラットファイルに綴じて、下記応募期間内に下記提出先まで簡易書留で郵送又は持参のうえ、提出してください

○応募期間

令和6年1月9日(火)から令和6年1月31日(水)まで(必着)

○提出先

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

与謝野町役場総務課 財産活用・契約室(与謝野町役場本庁舎1階)

※一度応募された応募書類の差替え、変更及び取消しはできませんのでご注意ください。ただし、添付書類が不足している場合は、書類到着時点で連絡いたしますので、応募期間内に限り追加提出できるものとします。

※郵送する場合は、応募期間を過ぎて到達したものは受付できません。

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までに持参してください。

10 使用事業者の選定等

(1) 使用事業者の選定

応募期間終了後、応募者（下記失格要件に該当するものを除く。）のうち、最高額の使用料を提案したものを使用事業者として選定します。応募者（下記失格要件に該当するものを除く。）が1者しかない場合は、その者を使用事業者として選定します。

なお、最高額の使用料を提案したものが2者以上あった場合は、当該応募者（代理人でも可）の立会いの下、くじにより決定することとします。

くじにより決定を行う場合の日程は、令和6年2月上旬頃に与謝野町役場総務課財産活用・契約室から最高額の使用料を提案した者へ連絡します。

<失格要件>

○形式的要件

- ア 応募書類に応募者の記名押印がない場合
- イ 応募書類に不備がある場合
- ウ 当町が指定する様式を用いていない場合
- エ 応募申込書に記載の提案使用料又は応募者の氏名その他主要部分が識別しがたい場合
- オ 応募申込書に記載の提案使用料の金額を訂正、削除、挿入等している場合

○提案内容による要件

- ア 「3 使用料」に記載の年間使用料の下限を下回る使用料を提案した場合
- イ 「5 使用の条件」、「6 許可条件」を満たしていないと町長が判断した場合
- ウ 対象施設を使用して事業を行うために十分な実績又は資力がないと町長が判断した場合
- エ 対象施設を使用して事業を行うための計画が不十分であると町長が判断した場合
- オ 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- カ その他不正行為があったと認められる場合

(2) 選定結果の公表

使用事業者の選定後、各応募者に当該使用事業者名及び決定した使用料額を通知します。また、与謝野町ホームページにおいても当該使用事業者名を掲載します。

11 選定後の手続等

- (1) 使用事業者に選定された者は、行政財産使用許可申請書（18 ページ様式 4）を与謝野町役場総務課財産活用・契約室まで提出してください。
- (2) 与謝野町役場総務課財産活用・契約室で許可に係る手続を行い、許可書と使用料納付書を使用事業者に送付しますので、納付書に記載された期限までに使用料を一括納付してください。

※令和 7 年 4 月 1 日以降、許可を更新する場合も同様とします。

12 選定の取消

使用事業者の選定から使用許可までの間に、使用事業者が次のいずれかに該当するときは、当該選定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なく「11 選定後の手続等」に応じなかったとき
- (2) 使用事業者の資金事情の変化等により対象施設を使用しての事業運営が確実にないと町長が判断したとき
- (3) 社会的信用の失墜等により使用事業者として相応しくないと町長が判断したとき
- (4) 使用事業者が「4 応募資格条件」の条件に適合しなくなった場合

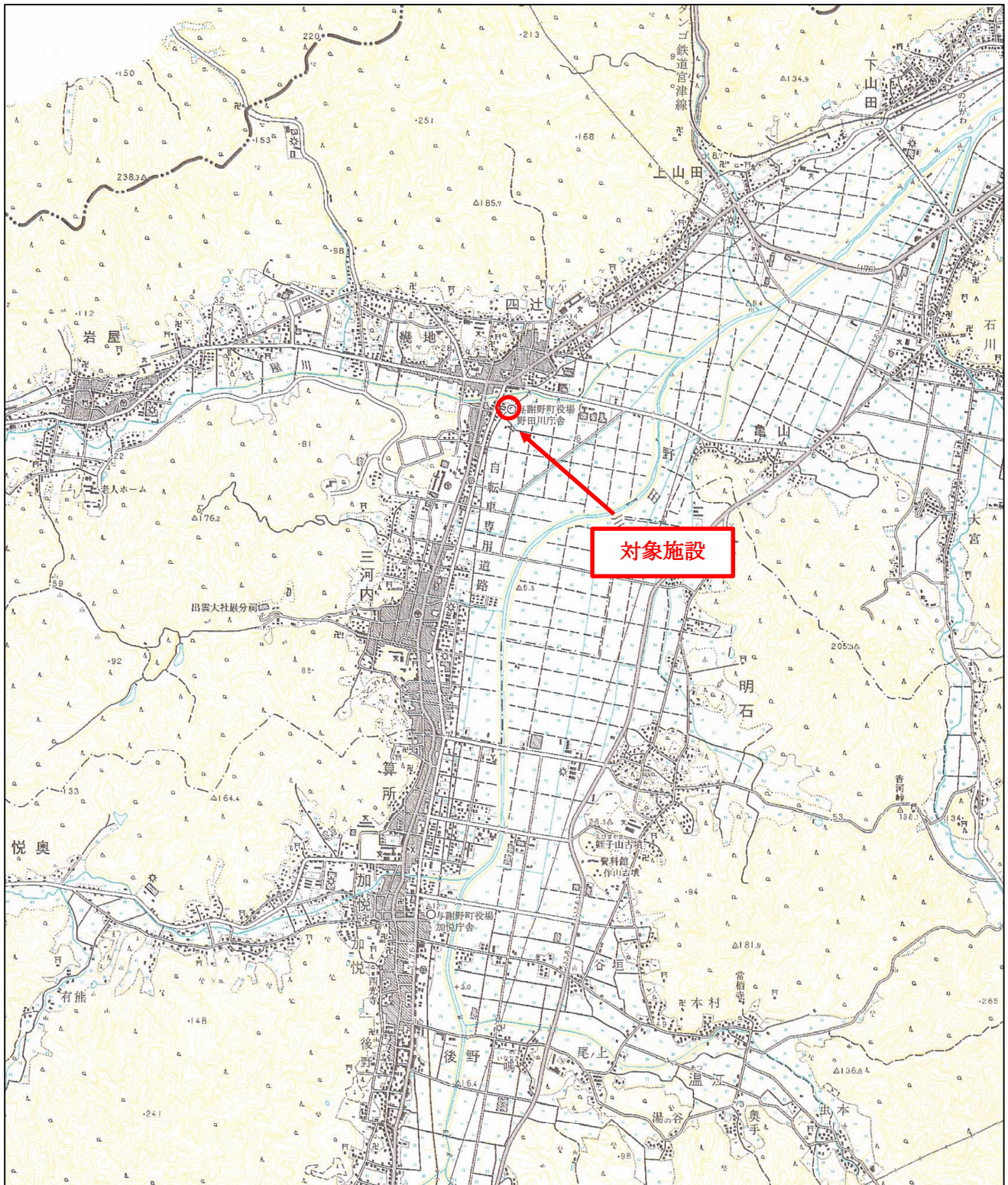
13 問い合わせ先

与謝野町役場総務課 財産活用・契約室

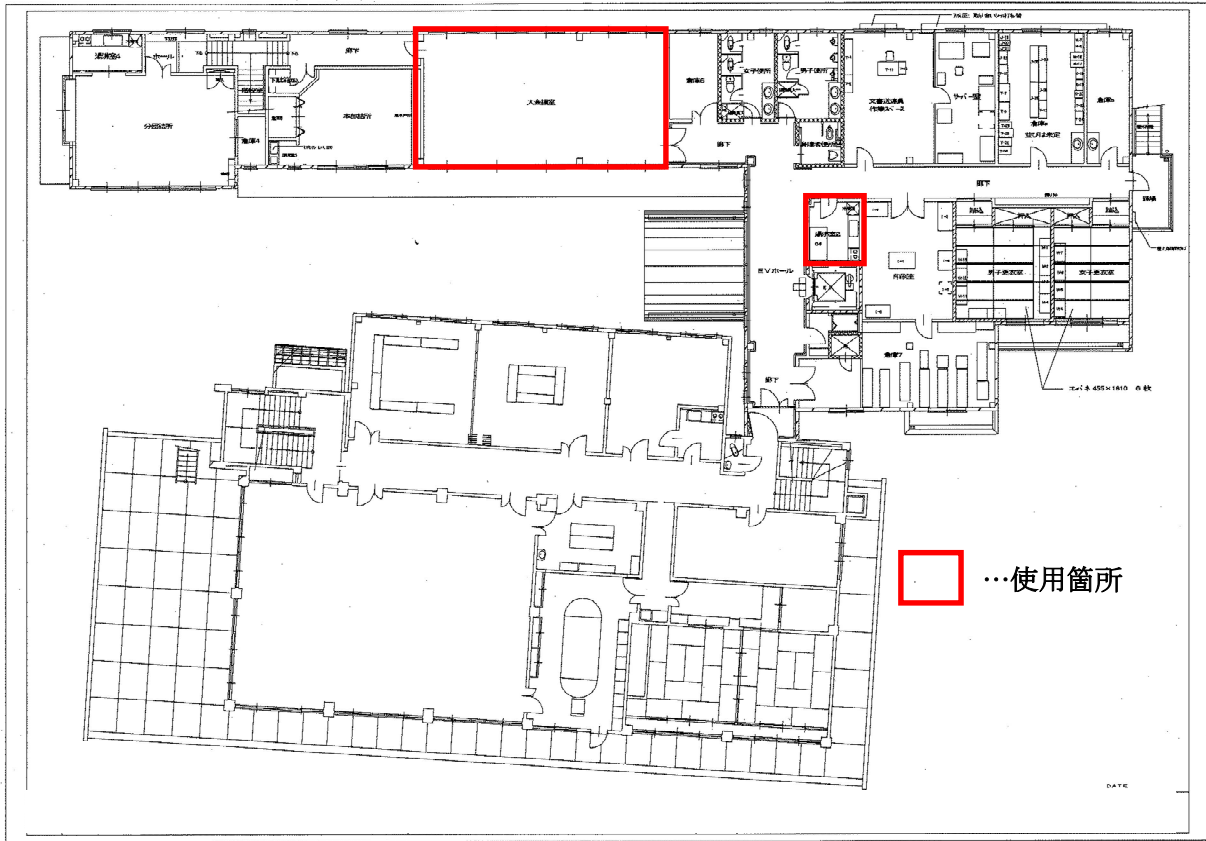
TEL : 0772-43-9010

メール : zaisan@town.yosano.lg.jp

位置図



建物（2階）図面



駐車場図面



写真
建物
外観



研修室（机、椅子等の備品は移動します）



湯沸室（机等の備品は移動します、ガス台等の設備は現状のままとします）



駐車場



図面



写真



許可条件

(使用料の改定)

- 1 与謝野町行政財産使用料条例の改正その他の事情の変更により必要があるときは、使用料を改定する。
(営利・営業目的で使用する場合は使用料)
- 2 営利又は営業上の目的をもって使用物件を使用する場合の使用料の額は、与謝野町行政財産使用料条例別表に定める使用料(土地使用料(区分が「上記に該当しないものに係る使用料」であるものに限る。)及び建物使用料に限る。)の3倍の額とする。ただし、使用物件が公用の事務所として使用している土地及び建物である場合に限る。
(善管注意義務)
- 3 使用者は、善良な管理者としての注意をもって使用物件を使用しなければならない。
(使用上の制限)
- 4 使用者は、使用期間中、使用物件を使用目的以外に使用してはならない。
- 5 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、書面により町の承認を受けなければならない。
(光熱水費等)
- 6 電気、ガス、水道その他付帯設備の使用に係る経費は、使用者の負担とする。
(実施調査)
- 7 町は管理上必要があるときは、使用物件に立ち入り使用状況について調査し、又は使用者に所要の報告を求めることがある。この場合において使用者はこれを拒んではならない。
(転貸等の禁止)
- 8 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
(使用許可の取消し又は変更)
- 9 町は、次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または変更することができる。
 - (1) 使用者が与謝野町暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当し、又は該当していることが判明したとき。
 - (2) 使用者が許可条件に違反したとき。
 - (3) 町において使用物件を必要とするとき。
(原状回復)
- 10 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、町の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、町が特に承認したときは、この限りでない。
- 11 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、町は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用者は、何らの異議を申し立てることができない。
(損害賠償)
- 12 使用者は、その責に帰する事由により、使用物件の全部または一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前2項の規定により使用物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- 13 前項に定める場合のほか、使用者は、許可条件に違反するなど使用者の責めに帰すべき事由により町又は第三者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。
(有益費等の請求権の放棄)
- 14 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用を町に請求しないものとする。
(指示)
- 15 町は、使用物件の使用方法について使用者に指示することができる。

(様式1)

質 問 書

年 月 日

与謝野町長 様

「与謝野町役場野田川庁舎 2 階研修室使用事業者募集要項」に関し、質問書を提出します。

提出者	所在地	
	法人名及び代表者氏名	
	担当者所属・職名	
	担当者氏名	
	電 話	
	F A X	
	E メールアドレス	

ページ	項目名	質問内容

(様式2)

年 月 日

与謝野町長様

応募申込書

与謝野町役場野田川庁舎2階研修室使用事業者募集要項を確認、同意のうえ、次のとおり応募します。

法人名及び代表者氏名	⑩							
所在地	〒							
担当部局・担当者氏名・連絡先	(担当部局) (氏名) (連絡先)							
提案使用料 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日)	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

【注意事項】

- ・印鑑は、法人の代表者印（印鑑証明印）を押印してください。
- ・一度応募された応募申込書の差替え、変更及び取消しはできません。
- ・書き損じたときは、訂正しないで、新しい応募申込書に記載してください。
- ・応募金額は、アラビア数字で右詰めで記載し、頭部に「¥」を付けてください。
- ・以下の書類を添付してください。

<添付書類>

- 登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3カ月以内のもの）
- 印鑑証明書（発行日から3カ月以内のもの）
- 会社概要（事業内容がわかるもの）
- 直近1年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- 直近1年分の納税証明書（未納がない証明書 発行日から3カ月以内のもの）
- 誓約書
- 事業提案書（詳細は募集要項でご確認ください）

(様式3)

誓 約 書

年 月 日

与 謝 野 町 長 様

申 込 者
所 在 地

(法人名・代表者名)

印

貴町の実施する与謝野町役場野田川庁舎2階研修室使用事業者募集に応募するにあたり、次にあげる事項に相違ないことを誓約いたします。

あわせて、私が誓約した内容について、貴町が各関係機関に対し、必要に応じて調査及び照会をかけることに承諾します。

記

- 1 与謝野町役場野田川庁舎2階研修室使用事業者募集要項の「4 応募資格条件」を満たし、「資格制限」に記載する応募のできない者に該当しません。
- 2 応募に際し、与謝野町役場野田川庁舎2階研修室使用事業者募集要項、現地、法令上の規制等全て承知のうえ応募いたします。
- 3 使用事業者決定後速やかに行政財産使用許可申請を行います。
- 4 対象施設の使用に際しては、与謝野町役場野田川庁舎2階研修室使用事業者募集要項の「5 使用の条件」、「6 許可条件」に記載の条件及び法令上の規制を遵守します。
- 5 1項から4項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

(様式4)

与謝野町行政財産使用許可申請書

年 月 日

与謝野町長 様

申請者 住所 与謝野町字
氏名
電話

印

次のとおり与謝野町行政財産の使用許可を申請します。

(※欄は記入しないでください)

行政財産 の名称	
行政財産 の住所	与謝野町字
使用物件	土地 m ² 建物 m ² その他 m ²
使用目的 及び内容	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	
※措置	<input type="checkbox"/> 許可・ <input type="checkbox"/> 不許可 の別 使用料の額 月額・年額 円

※決 裁	町長	副町長	総務課 長	担当課 長	係